

学校感染症と出席停止について

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準が定められています。この期間は、学校内での感染拡大を防ぐため、学校長が出席停止の措置をとることになっています。(出席停止の期間は欠席になりません)

感染症の疑いがある場合は、速やかに医師による診断を受け、その結果を担任までご連絡ください。

なお、他への感染のおそれがなくなり登校する際は、「登校許可書」に医師から記入していただき、担任にご提出ください。(用紙は、生徒手帳の登校許可書または下の用紙を印刷して使用してください。)